

議員提出第二十五号議案

認知症への取組の充実強化に関する意見書

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症施策への政策的優先度をより高位に位置付けるべきとの考えが確認された。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が七十五歳以上となる二〇二五年には、認知症高齢者数は約七〇〇万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取組が注目されている。

政府は本年一月、認知症施策を国家的課題として位置付け、認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が、住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととした。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、認知症の人や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取組が求められるところである。

よって、政府におかれては、次の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

一 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。

二 地域包括ケアシステムの構築に向けて、認知症の人とその家族が、住み慣れた地域の良いい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、訪問型の医療や介護サービスを普及促進させること。

三 自治体などの取組のうち、家族介護、老老介護世帯や、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例（サロン設置、買物弱者への支援等）を広く周知すること。

四 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極めるため、認知症の人や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年八月六日

大分県議会議長 田 中 利 明

内閣総理大臣 安倍晋三殿
厚生労働大臣 塩崎恭久殿